

～白地地域における建築形態規制の見直し指定(案)を縦覧します～

都市計画区域のうち用途地域の定めのない区域（いわゆる白地地域）内の容積率・建ぺい率等の建築形態規制については、平成13年5月に建築基準法が改正されたことに伴い、これまで容積率400%・建ぺい率70%等の一律規制であったものが、今回の改正により、土地利用の状況等に応じて見直しを行うこととなり作業を進めてきました。

建築形態規制見直しに係る指定の案をとりまとめましたので、皆様からのご意見をお聞きするため下記のとおり案の縦覧をします。

1 指定する内容

光都市計画区域のうち用途地域の定めのない区域内における容積率、建ぺい率及び建築物の各部分の高さの制限を定める区域及び数値の指定

2 縦覧期間

平成15年9月5日(金)から19日(金)まで
(午前9時から午後5時まで 土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

3 縦覧場所

- ・役場都市建設課
- ・千葉県都市部建築指導課

4 意見書について

(1) 提出期限

平成15年9月19日(金)まで
(郵送の場合は、提出期限の日までの消印のあるものが有効です。)

(2) 提出先

- ・役場都市建設課 ☎0479(84)1211
〒289-1793 匝瑳郡光町宮川11902
- ・千葉県都市部建築指導課 ☎043(233)3186
〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

(3) 提出内容

千葉県知事あての意見書「白地地域の建築形態規制に係る意見書」に、住所・氏名を記載のうえ、意見の要旨(400字詰A4版2枚以内)を添付して提出してください。

なお、千葉県知事あての意見書は、役場都市建設課に用意してあります。

●改正内容

内 容	現 行	改 正 案
容 積 率	400%	200%
建 ぺ い 率	70%	60%
高 さ の 制 限	道路斜線 勾配1.5 隣地斜線 31m+勾配2.5	道路斜線 勾配1.5 隣地斜線 20m+勾配1.25

屋外広告物 — 安全ですか？ 掲出している広告物 —

台風のシーズンが近づいています。広告物が強風で飛ばされたり、倒壊して大きな事故につながることもあります。次の点について注意し点検を行いましょう。

①取付部分の変形・腐食 ②主要部材の変形・腐食 ③ボルト、ビス等のサビの状況 ④表示面の破損

はり紙・立て看板・広告板等を設置する場合は許可が必要になることもあります。詳しくは下記までお問い合わせください。

問合せ 都市建設課 都市整備室 ☎④1211 内線1631・1632